

○川南町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成19年3月30日告示第48号

改正

平成24年3月30日告示第37号

平成29年3月14日告示第13号

令和5年2月15日告示第17号

令和7年3月28日告示第72号

川南町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、生活排水による河川の水質汚濁を防止し、水環境の保全に努めるため、浄化槽を設置する者に対する浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、補助金等の交付に関する規則（昭和50年川南町規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 補助対象区域 公共下水道事業及び漁業集落排水事業の区域を除く町内全域
- (3) 住宅 専用住宅又は併用住宅をいう。ただし、建売住宅、別荘、共同住宅、寄宿舎及び賃貸住宅を除く。
- (4) 単独処理浄化槽等 法第3条の2第1項ただし書に規定するし尿のみを処理する設備又は施設及びくみ取り槽をいう。
- (5) 転換 単独処理浄化槽等を浄化槽に切り換えることをいう。ただし、住宅の建替えに伴うものを除く。

(補助対象者)

第3条 町長は、補助対象区域において、住宅に10人槽以下の浄化槽を転換により設置する者（以下「設置者」という。）に対して、補助金を交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第20

- 1号) 第6条第1項による確認を受けずに浄化槽を設置する者
 - (2) 住宅を借りている者で所有者の承諾が得られないもの
 - (3) 町税を滞納している者
- (補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、別表に定める補助金の額と実事業費を人槽区分ごとに比較して少ない方の額とし、予算の範囲内で交付する。

2 転換に伴い単独処理浄化槽等の撤去に要する費用が生じる場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限として当該費用を前項に規定する補助金の額に加算することができる。

- (1) 単独処理浄化槽の撤去 12万円
- (2) くみ取り槽の撤去 9万円

3 前2項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、補助金等交付申請書に次に定める書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 工事請負契約書の写し又は見積書
- (4) 関係機関を經由して審査された浄化槽設置概要書又は浄化槽設置届出書の写し
- (5) 住宅を借りている者は、所有者の承諾書
- (6) 床下配管を行う者は、床下配管設置確認書(様式第3号)
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付決定通知書により設置者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 設置者は、事業計画に変更があるとき又は事業の廃止若しくは中止のあるときは、計画変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第8条 設置者は、事業が完了したときは、速やかに事業完了届（様式第5号）に工事の施工過程及び完成後の写真を添付して町長に報告するものとし、あわせて完成検査を受けなければならない。

2 設置者は、完成検査後に事業実績報告書に次に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第6号）
 - (2) 収支決算書（様式第7号）
 - (3) 工事費請求書又は領収書の写し
 - (4) 法第7条に規定する法定検査の申込みを証する書面
 - (5) 保守点検及び清掃業務委託契約書の写し
 - (6) 完成検査写真
 - (7) 浄化槽設置確認チェックリスト（様式第8号）
 - (8) 床下配管を行った場合は、床下配管設置確認チェックリスト（様式第9号）
 - (9) その他町長が必要と認める書類
- (交付額の確定及び請求)

第9条 町長は、前条第2項により提出された事業実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金の交付額確定通知書により設置者に通知するものとする。

2 設置者は、補助金の額の確定後に補助金の請求書（様式第10号）により補助金の請求を行うものとする。

(設置後の責務)

第10条 設置者は、浄化槽が常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理に努めると共に、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者と業務委託契約を締結すること。
- (2) 法第7条及び第11条検査を受検し、その結果を町長に報告すること。
- (3) 浄化槽の維持管理状況の調査及び指導に応じること。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(川南町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 川南町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成5年川南町訓令第4号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示施行の際、現に廃止前の川南町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成5年川南町訓令第4号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月30日告示第37号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月14日告示第13号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月15日告示第17号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第72号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

浄化槽設置整備事業費

補助の区分	補助金の額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

様式第 1 号（第 5 条関係）

事業計画書

- (1) 設置者名
- (2) 事業内容

(単位：円)

総事業費	補助対象額	負担区分	
		町	設置者

人槽区分	人槽	対象住宅の延べ床面積	m ²
転換種別	1 くみ取り槽 2 単独槽	住宅の種類	1 専用住宅 2 併用住宅 3 その他
設置場所	川南町大字		
工期	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日		
放流先	1 河川 2 道路側溝 3 農業用排水路 4 その他		

様式第 2 号（第 5 条関係）

収 支 予 算 書

(1) 収 入 (単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
町 補 助 金		
設 置 者 負 担		
計		

(2) 支 出 (単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
浄化槽設置工事		
諸 経 費		
そ の 他		
計		

床下配管設置確認書

年 月 日

川南町長 様

このたび浄化槽を設置するにあたり、屋内床下配管を施工いたします。屋内床下配管を使用するにあたり、詰まり等の事故があった場合や、維持管理上の問題が生じた場合は、設置者および施工業者が責任をもって対応することを約束いたします。

なお、第三者にこの物件を引き渡すことが生じた場合には、確認事項を継承いたします。

設置者 住所
氏 名 印

施工業者 住所
名 称 印

年 月 日

川南町長 様

住所
氏名 印

計 画 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け発 第 号で補助金交付決定を受けた 年度浄
化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり計画を変更（中止・廃止）し
たいので承認されたく申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 計画内容の変更

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

川南町長 様

住所
氏名 印

事業完了届

年度浄化槽設置整備事業工事が下記のとおり完成しましたので、検査くださいますよう届け出ます。

記

事業名	川南町浄化槽設置整備事業（ 人槽）
転換種別	1 くみ取り槽 2 単独槽
設置場所	川南町大字
事業費	円
工期	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日
完了年月日	年 月 日

様式第 6 号（第 8 条関係）

事業実施報告書

- (1) 設置者名
- (2) 設置場所
- (3) 事業内容

(単位：円)

区 分	人槽区分	総 事 業 費	補助対象額	負 担 区 分	
				町	設置者
計 画	人槽				
実 績	人槽				

様式第 7 号（第 8 条関係）

収 支 決 算 書

(1) 収 入 (単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減	備 考
町 補 助 金				
設置者負担				
計				

(2) 支 出 (単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減	備 考
浄 化 槽 設 置 工 事				
諸 経 費				
そ の 他				
計				

様式第8号（第8条関係）

浄化槽設置確認チェックリスト

1. 設置者名
 2. 設置場所
 3. 施工業者名
 4. 工期 年 月 日 ～ 年 月 日
 5. 規格・機種名

検 査 項 目	チェックのポイント	欄
1 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により、変形、破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	

検 査 項 目	チェックのポイント	欄
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14 ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
上記のとおり確認したことを証します。 年 月 日 担当浄化槽設備士氏名 （浄化槽設備士免状の交付番号 印 ）		

様式第 9 号（第 8 条関係）

床下配管設置確認チェックリスト

設置者名

設置場所

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

検査項目

チェック欄

- ①配管ルートは設計図どおりの施工となっているか。
- ②適切な管勾配がとれているか。
- ③管勾配を保持する支持位置および固定は適切に施工されているか。
- ④点検口が設置されているか。
- ⑤漏水は生じていないか。
- ☐
- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

上記のとおり工事が完了したことを報告いたします。

年 月 日

施工業者

住 所

名 称

印

様式第10号（第9条関係）

請 求 書

金 円

年 月 日付け発 第 号により、補助金交付の確定
を受けた 年度浄化槽設置整備事業補助金を上記のとおり請求します。

年 月 日

川南町長 様

住所
氏名 印

金融機関名(支店名)	
口 座 番 号	(普通・当座・営農)
ふ り が な 口 座 名 義 人	